

オンライン診療等環境整備事業費補助【Q&A】

番号	内容 (Q)	内容 (A)	掲載日 (更新日)
<b>(1) 事業全般について (交付される金額等)</b>			
1 Q	どのように手続きを行うのか。	A ○ 申請に必要な書類を郵送によりご提出ください。なお、書類提出にあたっては、申請の手引きを必ずご確認の上、ご提出していただくようお願いいたします。	6月1日
2 Q	補助額はいくらか。	A ○ 30万円 (基準額: 1医療機関あたり400千円補助率: 3/4) を上限とし、上限額と購入する機器等の実費に補助率 (3/4) を乗じて得た額とを比べて少ない方の額を補助いたします。	6月1日
3 Q	事業実施期間は。	A ○ 事業実施期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日です。	6月1日
4 Q	交付申請書の提出期限はいつまでか。	A ○ 令和3年11月15日 (月曜日) 【当日消印有効】です。ただし、申請状況によって、申請期限を変更する可能性がございます。	6月1日
5 Q	補助金はいつ頃交付されるのか。	A ○ 額の確定後に交付します。	6月1日
6 Q	補助金はどのように交付されるのか。	A ○ 実績報告書 (第3号様式) のご提出の際に指定された口座にお振込みいたします。	6月1日
7 Q	PC等がなく、申請様式をダウンロードできない場合、申請書類等をどのように取得すればよいか。	A ○ 神奈川県健康医療局保健医療部医療課 (西庁舎3階) にお越しいただくか、任意の様式に申請書類等を請求する旨記載し、当課あてに返信用封筒を同封の上、送付ください。返信用封筒に申請書類等を封入し返送いたします。 ※ 返信用封筒には、請求者の所在地、宛名を記入してください。 ※ 送付する様式はA4の再生紙が11枚 (約45g) ですので、封筒の大きさに合わせた金額の切手を貼り付けてください。	6月1日
<b>(2) 補助対象について (対象となる経費等)</b>			
1 Q	病院や診療所などはすべて補助の対象となるのか。	A ○ 県内で所在する病院及び診療所 (歯科診療所を除く) であって、オンライン診療料の施設基準に係る届出をしようとする者等のうち神奈川県知事が適当と認める者を対象とします。 ○ ただし、既に情報通信機器によるオンライン診療等を実施している病院又は診療所、自由診療のみに特化している病院又は診療所は対象外となります。	6月1日
2 Q	具体的にはどのような経費が補助の対象となるのか。	A ○ オンライン診療等のための専用の情報通信機器の整備に係る初期経費を対象とします。 ○ 具体的にはパソコン、タブレット (スマートフォンは除く)、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等の情報通信機器や、オンライン診療等の専用システムの導入に係る初期費用が対象となります。 ○ なお、リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外となります。	6月1日
3 Q	事業実施期間より前に購入した情報通信機器等の経費は、対象となるか。	A ○ 事業実施期間より前に購入した情報通信機器等の経費は、対象外といたします。	6月1日
4 Q	オンライン診療等の環境整備後、オンライン診療の施設基準等に係る届出を行わなければならないとされているが、これに付随して何か提出するものはあるか。	A ○ 実績報告書 (第3号様式) の添付資料として、オンライン診療の施設基準等に係る届出書の写しをご提出いただきます。	6月1日
5 Q	機器の支払、納品が事業実施期間を超えた場合の扱いは。	A ○ 補助対象期間中に事業完了が原則となります。納品及び支払が翌年度の場合は補助対象外となります。	6月1日
6 Q	補助申請者が、補助対象となる複数の病院、診療所を所有する場合、それぞれで補助が受けられるのか。	A ○ 病院、診療所ごとに申請が可能です。	6月1日
<b>(3) 申請書類について (提出書類の記載内容等)</b>			
1 Q	提出方法は。	A ○ 郵送によりご提出ください。	6月1日
2 Q	申請書類は何部提出するのか。	A ○ 1部で結構です。ただし、交付申請書の写しは交付いたしませんので、必要であれば各自コピーし保管してください。	6月2日

(4) その他（提出書類の記載内容、〇〇等）

1 Q	補助金の支給を受けた場合、課税対象になるか。	A	○ 補助金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。 ただし、補助金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字になる場合等、税の負担が生じないこともありますので、税の詳細についてはお近くの税務署へお問い合わせください。	6月1日
2 Q	「消費税仕入控除税額の取扱いについて」の消費税計算年度はいつか。	A	○ 本事業は令和3年度に交付決定するものであるため、令和3年度の消費税申告を元に計算を行ってください。	6月1日
3 Q	消費税の計算方法・申告方法はどうか。	A	○ 消費税の計算方法・申告方法は、お近くの税務署へお問い合わせください。	6月1日